

# 第六次鹿島市総合計画

## ( 素案 )

### ※「素案」の考え方

#### 1 第六次鹿島市総合計画策定までの過程

- ① 庁内の各専門部会において作成した案を「部会案」とします。
- ② この「部会案」をたたき台として策定企画委員会にはかり、修正を重ね決定したものを、庁内成案＝「素案」とします。
- ③ この「素案」をたたき台として、市議会や総合計画審議会、パブリックコメントにはかり、その意見を反映したものを「案」とします。
- ④ この「案」をもって、市議会に上程します。

- 2 基本的な方向性は「素案」段階で示すこととなりますが、「案」の作成（議会上程）までは、随時、最新の社会情勢や将来見とおしの変化などを反映するために、施策の追加・修正などを行うこととします。



第1編	序論	
1	総合計画とは	1
2	第六次総合計画策定の意義	2
3	第六次総合計画策定のコンセプト	2
4	鹿島市の概要	3
第2編	基本構想	
1	目指す都市像	4
2	施策の基本的考え方	5
3	人口の将来展望	6
第3編	基本計画	
第1章	産業の振興	
1	農業・林業・水産業	7
2	商業・工業	10
3	新たな産業の創出と支援	12
4	観光	13
5	雇用と勤労者福祉	15
第2章	福祉・保健・医療の充実	
1	社会福祉（地域・高齢・障がい）	16
2	児童・子育て支援	18
3	生活困窮者支援	20
4	保健・医療	21
第3章	都市基盤の整備・環境の保全	
1	都市基盤	22
2	生活環境	25
3	自然環境	27
4	伝統的町並みおよび集落の保存と活用	28
5	安全・安心	29
第4章	教育文化の向上	
1	幼児教育	31
2	学校教育	32
3	社会教育	33
4	文化	34
5	スポーツ	35
第5章	計画を推進するために	
1	みんなですすめるまちづくり	36
2	行財政運営	37

## 第六次鹿島市総合計画体系図

基本構想		基本計画	
		施策の項目	施策の具体項目
<p>目指す都市像</p> <p>みんなが住みやすく、暮らしやすいまち</p>	<p>施策の基本的考え方</p> <p>・「みんなですすめるまちづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環をめざす</p>	産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業・林業・水産業</li> <li>2 商業・工業</li> <li>3 新たな産業の創出と支援</li> <li>4 観光</li> <li>5 雇用と勤労者福祉</li> </ol>
		福祉・保健・医療の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉（地域・高齢・障がい）</li> <li>2 児童・子育て支援</li> <li>3 生活困窮者支援</li> <li>4 保健・医療</li> </ol>
		都市基盤の整備・環境の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市基盤</li> <li>2 生活環境</li> <li>3 自然環境</li> <li>4 伝統的町並みおよび集落の保存と活用</li> <li>5 安全・安心</li> </ol>
		教育文化の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼児教育</li> <li>2 学校教育</li> <li>3 社会教育</li> <li>4 文化</li> <li>5 スポーツ</li> </ol>
		計画を推進するために	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みんなですすめるまちづくり</li> <li>2 行財政運営</li> </ol>

# 第1編 序論

## 1. 総合計画とは

総合計画とは、鹿島市の将来像やそれを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を明らかにしたもので、市のすべての活動の根拠となる最上位の計画です。

この計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されており、基本構想・基本計画は平成28（2016）年度を初年度とし、5年後の平成32（2020）年度を目標年次としています。

### 基本構想

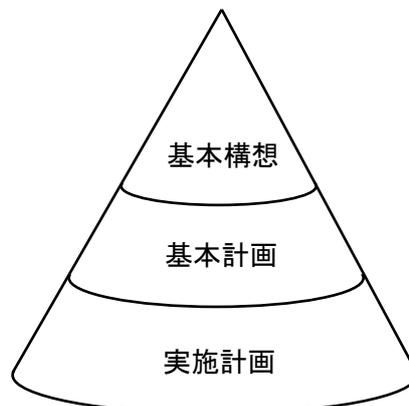
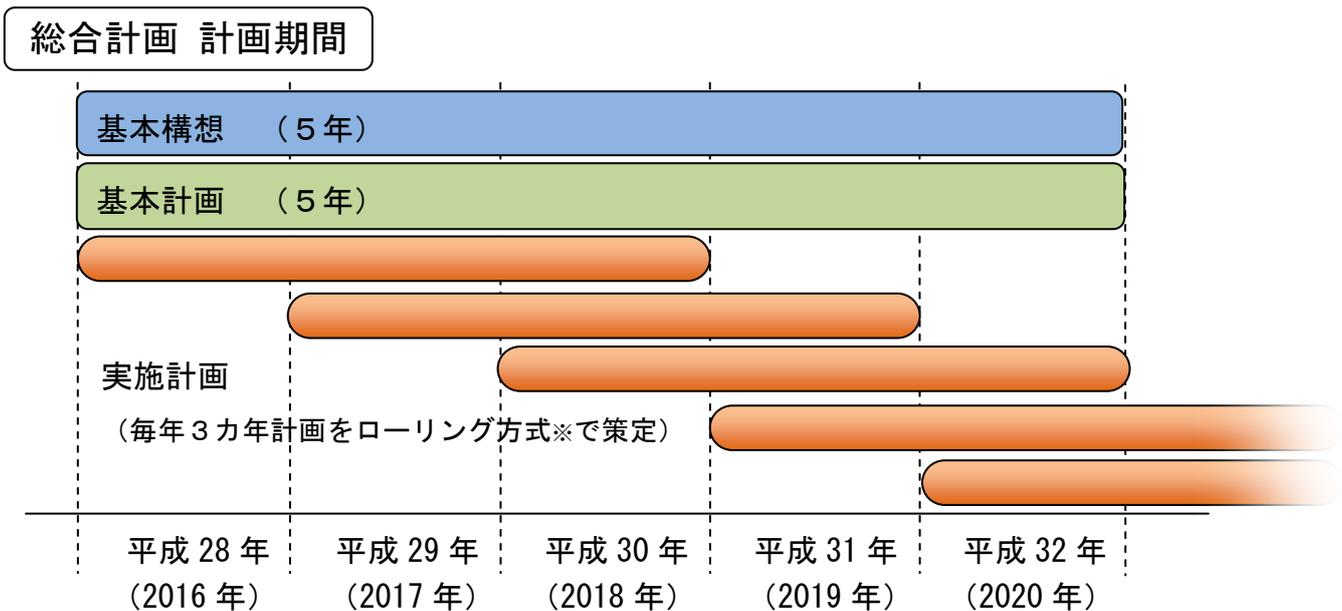
鹿島市の将来像やまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

### 基本計画

基本構想にかかげた将来像を実現するために取り組む施策を体系化して示すものです。

### 実施計画

基本計画の目標を達成するための具体的な事業を示すものです。社会情勢等に柔軟に対応するため3年ローリング方式※で改定します。



## 2. 第六次総合計画策定の意義

第五次までの総合計画は、地方自治法により策定が義務付けられていましたが、平成23年8月1日に地方自治法が改正され、義務付けが廃止されました。

これにより総合計画を策定するかしないかは自治体の独自の判断によることとなりました。

鹿島市においては、以下の理由により、第六次総合計画を策定します。

- ①「市の様々な分野にわたる業務がバラバラにならないよう、目指すべき方向性を決定するため」
- ②「市民と行政が情報を共有して、みんなで鹿島のまちづくりに取り組むため」

これらを実現するためには、市の最上位計画であり、それぞれの個別計画と体系をなす総合計画を策定することが最も効率的であると判断したためです。

総合計画はまちづくりの基本的な方向性そのものであり、これを策定し、明らかにすることは目標をみんなで達成していくための意思統一の手段だと捉えています。

## 3. 第六次総合計画策定のコンセプト

○基本構想・基本計画は5年間

変動する社会情勢に柔軟に対応するために、5年間の計画期間とします。

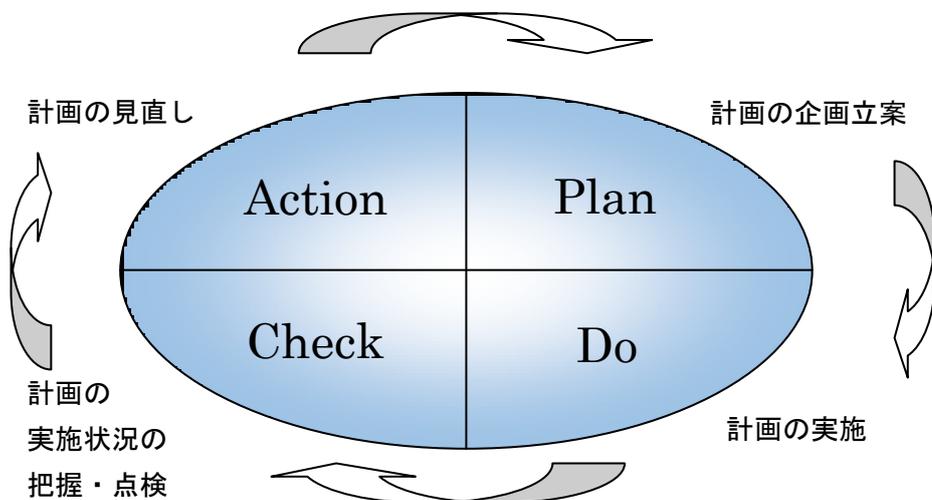
○簡単な言葉で表現します

行政用語や専門用語、難しい長文での記述はできるだけ行わず、市民の皆様や職員がわかりやすい計画になるよう、簡単な言葉でコンパクトに表現します。

○計画実現のために

総合計画を実現することで、目指すまちづくりに近づいていきます。5年間で集中して取り組む施策には目標を設定しています。

### PDCAサイクル

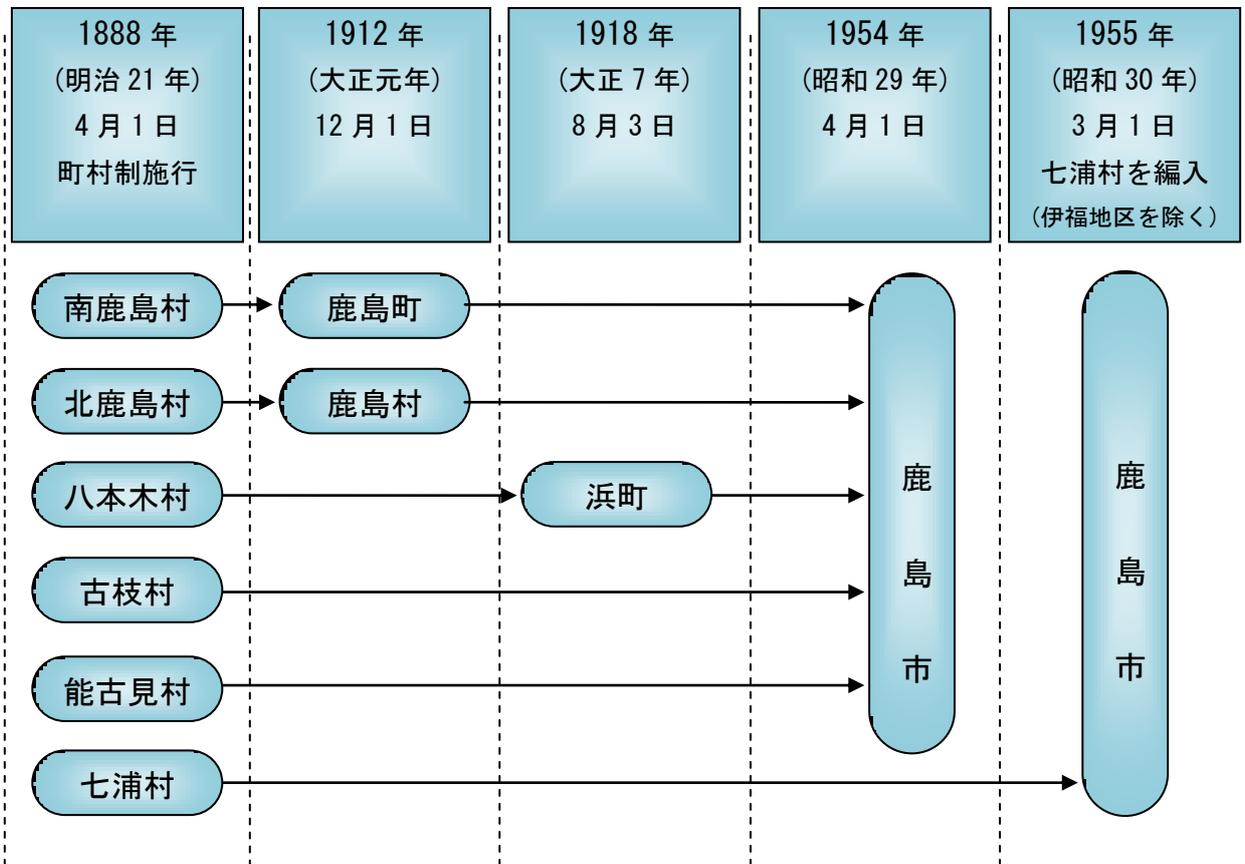


毎年、計画の進捗状況の把握と点検を行いながら、より効果的な施策の展開ができるよう3年ローリング方式※で策定する実施計画に反映させていきます。

## 4. 鹿島市の概要

### (1) 沿革

本市は、佐賀県の南西部に位置し、江戸時代は鍋島氏の城下町として栄え、明治以降は県南西部地域における政治、経済、文化の中心地として発展してきました。



### (2) 本市をとりまく状況の変化

近い将来見込まれる本市をとりまく状況の変化について、主なものを以下にあげています。

これらの点を踏まえ、本市にとって良い面は活用し、難しい局面には打開策を講じる施策を盛り込みながら、第六次総合計画を策定しています。

#### (制度など)

- ・TPP交渉※次第では、輸入農産物の拡大等などが想定されます。
- ・行政による米の生産目標数量配分の廃止がおこなわれる見込みです。(H30年目途)
- ・国民健康保険の財政運営が都道府県へ移管される見込みです。(H30年予定)
- ・「肥前鹿島干潟」がラムサール条約※湿地に登録されました。(H27年5月)
- ・マイナンバー制度※の導入が始まります。(H28.1個人番号カード発行開始)

#### (建物・交通など)

- ・新世紀センター(仮称)※がオープンします。(H28年)
- ・九州新幹線長崎ルートが開業します。また長崎本線が上下分離方式化されます。(H34年ごろ)
- ・有明海沿岸道路※は、(総合計画期間中)延伸工事中です。(H30年ごろ、福富ICまで開通予定)
- ・国道207号バイパスが全線4車線になります。(H30年ごろ)

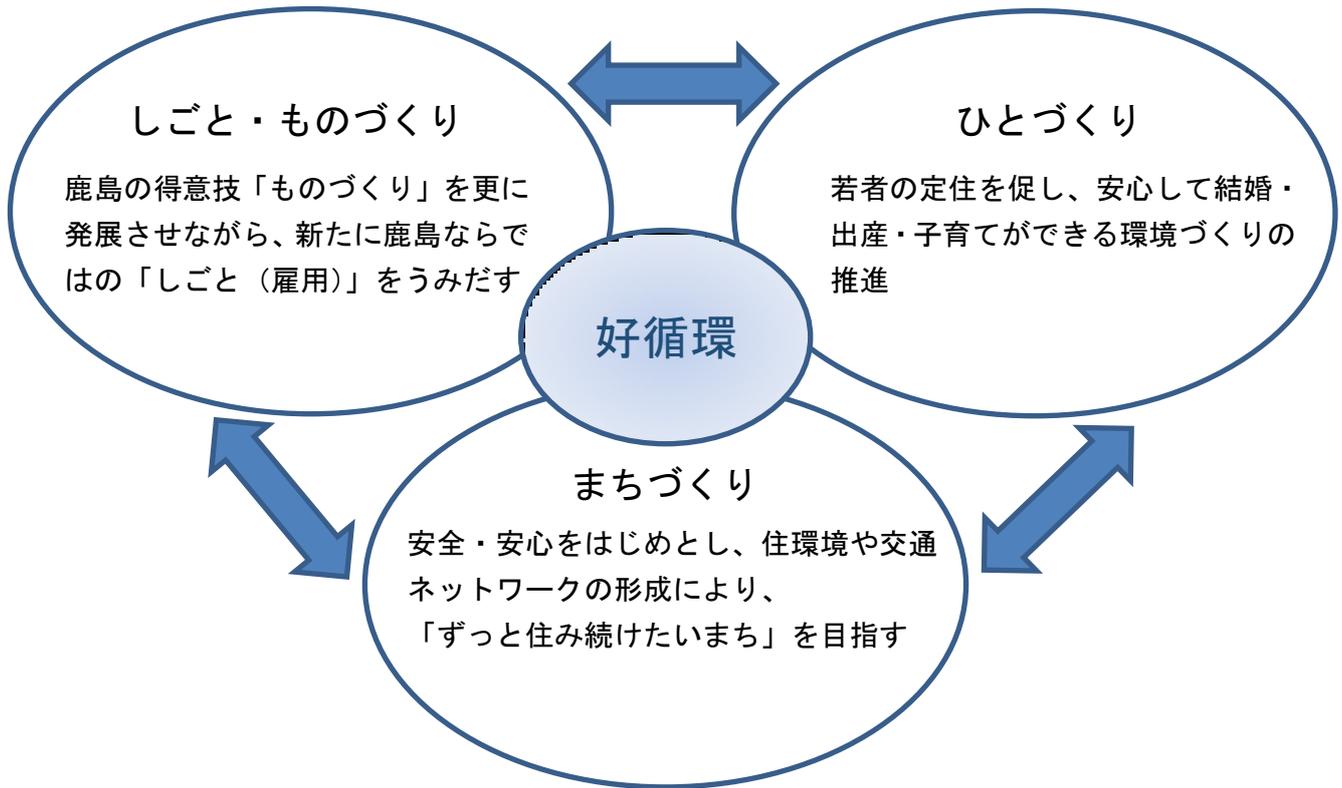
## 「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」

鹿島市が目指す都市像は「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」です。

本市がこれまで育んできた「豊かな自然や風土」「伝統や文化」「ものづくりの力」「地域コミュニティの輪」などの「鹿島らしさ」を活かしながら、みんなが安心して“働き”“暮らし”“育て”“学び”“楽しみ”、生涯を豊かに暮らしていけるようなまちづくりに取り組みます。

## 2. 施策の基本的考え方

○「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環を目指します。

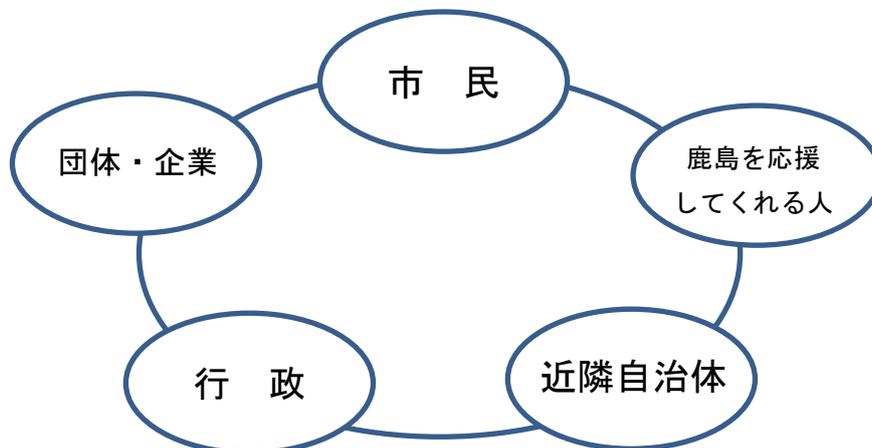


しごと・ものづくり	で「若者の流出に歯止めをかけ」
ひとづくり	で「若い世代が安心して働き、子育てができる環境をつくり」
まちづくり	で「鹿島の魅力を活かしたまちづくり」を実現する

これらが好循環でつながることで、人口減少に歯止めがかかっていくと考えます。

### ○みんなですすめるまちづくり

市民一人ひとりやボランティア団体など地域で活動する人々や企業、行政などが情報を共有し、連携し合うことで、地域の課題に柔軟に対応していきます。

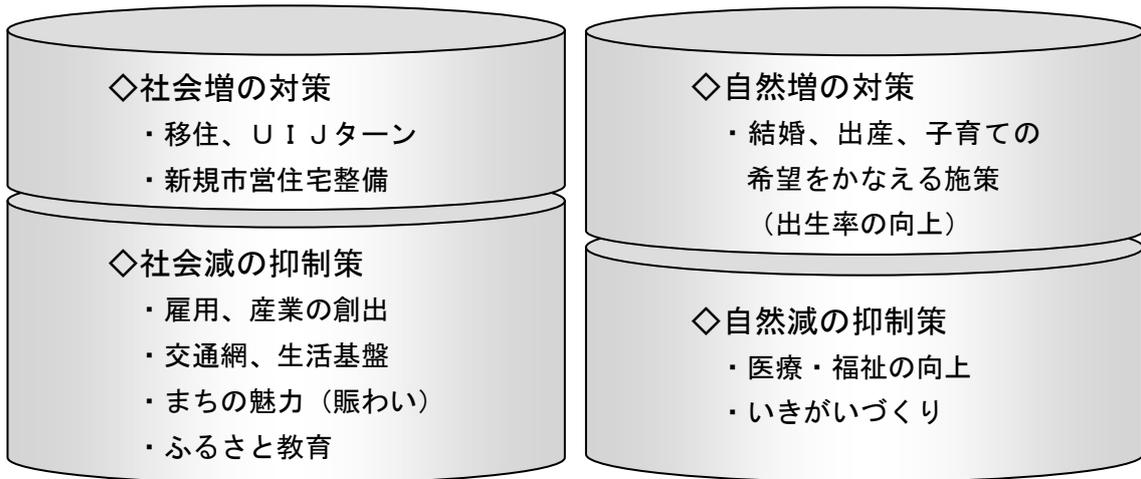


### 3. 人口の将来展望

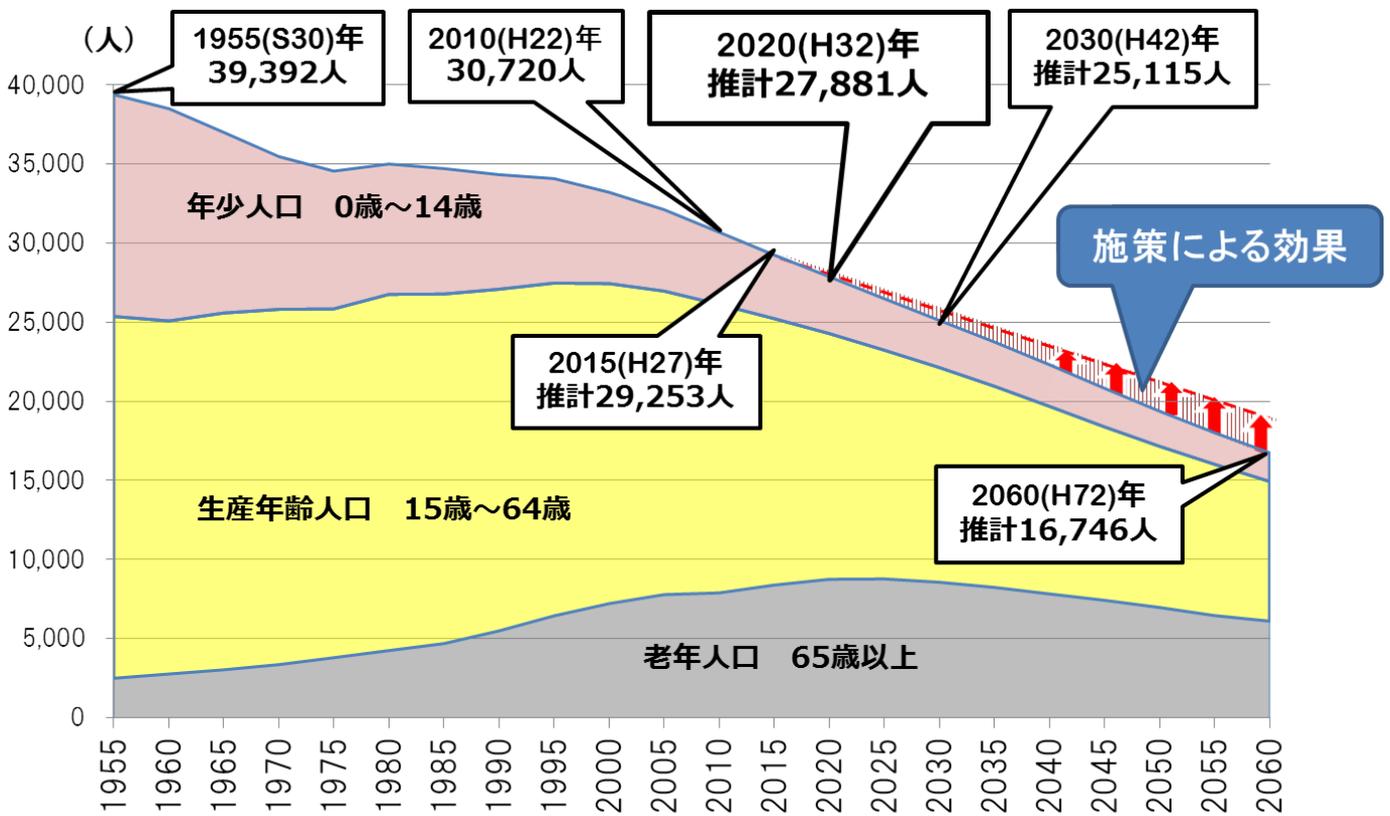
5年後の人口減少幅をできるだけ小さくしながら、将来にわたる急激な人口減少のカーブを緩やかにさせていくことを、第六次総合計画における人口の将来展望の考え方とします。

人口減少傾向に歯止めをかけるために、「若者の流出に歯止めをかけ」「若い世代が安心して働き、子育てができる環境をつくり」「鹿島の魅力を活かしたまちづくり」の実現に取り組みます。

#### 【人口減少対策の施策イメージ】



#### 【鹿島市の人口および年齢3区分別人口の推移と将来推計】



(出典) ・国勢調査 (1955 (S30) ~ 2010 (H22))  
 ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別推計人口」(2013 (H25) 3月推計 (2015 (H27) ~ 2040 (H52))  
 ・内閣府地方創生本部提供資料 (2045 (H57) ~ 2060 (H72))

## 第3編 基本計画

### 第1章 産業の振興

#### 1 農業・林業・水産業

##### 【施策の展開方向】

- 地域農業の担い手となる農業者や集落営農組織※の育成や農業生産法人※への取り組みを支援するとともに、これらを農業の中心となる担い手と位置付けて農地や農作業の集積・集約化を図り、農業経営の生産性向上に向けた取り組みを推進します。
- 農地・農業用施設の機能保全と農業の持つ「国土保全」・「水源かん養」・「景観形成」等の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。また、耕作放棄地※の拡大防止と農地の維持を図ります。
- TPP交渉※への参加など農業を取り巻く国際競争の中で、農業が持続的に発展していくために、農業生産コストの低減や経営安定のための取り組みを支援します。
- 平坦部の水田農業においては、米・麦・大豆、野菜生産の水田の高度利用を推進し、土地利用型農業※と組み合わせた安定・高収益な施設園芸を振興します。また、国の米政策の見直しが行われる中、農業者との連携のもと、ニーズに応じた農産物の生産振興に取り組みます。
- 中山間地域においては、地域特性を活かした新規作物の導入などで少量多品目の周年生産体制を目指します。また、果樹経営については消費者ニーズをとらえた品種構成と生産性向上および高品質果生産への取り組みを支援し、産地の維持強化を図ります。  
畜産については、環境と調和のとれた生産活動を推進し、品質の向上と低コスト化で効率的な経営を目指します。
- 鳥獣被害対策の取り組みにより農作物の被害防止を推進します。あわせて家畜伝染病防除対策に努めます。
- 環境にやさしい農業の普及を推進し、安心安全な農産物の提供を図ります。  
また、農業者の高齢化に対応した軽量野菜※の振興を図ります。
- 「食と農」の繋がりを認識できる取り組みを推進します。
- 森林整備計画に基づく良質な「多良岳材」の産地づくりを推進するとともに、森林が持つ「水源かん養」・「災害防止」・「生物多様性」等の多面的機能が発揮できるよう、適正な森林づくりへの支援等を行い、豊富な森林資源の維持増進を図ります。
- 海苔養殖の振興および貝類の生産拡大による周年操業を確立し、漁家経営の安定を図るとともに、海域環境と水産資源の保全活動に対する支援を行います。
- 有明海を再生させるための様々な調査研究に向けて、関係機関と連携していきます。

【主要施策】

1	農業生産基盤の整備
2	農地利用集積の推進
3	農業の中核となる多様な担い手の育成と新規就農者・農業後継者への支援
4	農地・農業用施設の保全管理と多面的機能発揮のための活動への支援
5	農産物のブランド化と生産コスト低減による競争力の強化
6	消費者ニーズに即し、生産性の高い農産物の生産振興
7	米政策の改革に対応するため需要に応じた生産への取り組み支援
8	中山間地域の活性化
9	有害鳥獣対策※の強化
10	安心・安全な農産物の供給
11	地産地消や食育の推進
12	森林整備担い手の育成
13	水源かん養林※の保全と整備
14	森林資源の有効活用
15	森林施業の効率化促進
16	漁業担い手の育成
17	漁港施設の保全と整備
18	漁場環境改善の推進
19	有明海再生活動の推進

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	農業生産基盤の整備	農業用排水施設・農道整備 ・浜東部地区 平成29年度完了 ・西葉地区 平成31年度完了 ほ場整備 ・音成地区 平成31年度完了
2	農地利用集積の推進	担い手への農地の利用集積の拡大 担い手への集積率 65%→75%
5	農産物のブランド化と生産コスト低減による競争力の強化	みかんのブランドの向上
7	米政策の改革に対応するため需要に応じた生産への取り組み支援	酒造好適米 19h a →25h a 主食用米以外（飼料米、加工米等） 8h a →27h a
9	有害鳥獣対策※の強化	捕獲・被害防止技術研修会の開催
13	水源かん養林※の保全と整備	環境林の整備 ・山浦 浄土地区6h a
17	漁港施設の保全と整備	漁港施設の保全 ・浜漁港 平成32年度完了 漁港施設の整備 ・飯田漁港 箱崎地区 平成30年度完了
18	漁場環境改善の推進	海苔貝類区画漁業権内の海底耕耘1,300h a 海域の環境保全活動に対する支援
19	有明海再生活動の推進	諫早湾干拓事業開門調査などに対する関係団体との連携および実施要望

## 2 商業・工業

### 【施策の展開方向】

- 商工業における「ものづくりのまち鹿島」を推進します。
- 既存中小企業者・新規創業者および第2創業者※を支援します
- 地域経済の活性化と雇用の場を確保するために、商工業の持続的な発展を目指します。
- 既存工場による事業規模の拡大または環境保全についての設備投資を行った際の支援を図ります。
- 豊富な水資源や豊かな自然環境、自然災害リスクの低さなどの本市の有利性を発揮し、迅速、的確な情報収集・情報発信により、誘致企業と空き物件や立地適地とのマッチングを図ることで、企業誘致に取り組みます。
- 中心商店街※の再活性化に取り組みます。
  - ・医療施設や金融機関、公的施設などが集中し、市民にとって利便性の高い中心商店街※の再活性化を推進します。
  - ・中心市街地に再配置した市民交流プラザ「かたらい」※などの公的施設と、中心商店街※の連携を促進し、人の集う商店街づくりに取り組みます。
- 商店街に携わる後継者の発掘、担い手の育成に努めながら、事業者間や関係機関などとの連携を促進し、市民が楽しめる商店街のにぎわい創出に取り組みます。
- それぞれの地域が持つ特有の強みを活かした商店街づくりに取り組みます。
- 多様化し、複雑化した消費生活において、市民が巻き込まれやすい消費者トラブルを未然に防ぎます。また、鹿島市・嬉野市・太良町で構成する協議会を中心に消費生活相談窓口の周知と相談業務の充実を図ります。

### 【主要施策】

1	中小企業および新規創業者への経営指導および専門家によるアドバイス窓口の一元化と「産・学・金・官※」の連携による支援
2	佐賀県企業立地促進特区※の指定継続
3	既存工場に対する支援
4	指定地域※・工場団地への企業の効率的な集積
5	鹿島の有利性を発揮し、迅速、的確な情報収集・情報発信による企業誘致の促進
6	商店街の再活性化のためのソフト事業の推進
7	空き店舗等の解消に向けた事業の推進
8	個性的で魅力のある観光型店舗※の参入促進
9	市融資制度の活用促進
10	消費者が安心・安全で豊かに暮らせる市民生活の実現

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	中小企業および新規創業者への経営指導および専門家によるアドバイス窓口の一元化と「産・学・金・官※」の連携による支援	経営課題などの相談件数 延べ30件/月
2	佐賀県企業立地促進特区の指定継続	平成27年中に期限を迎える特区の更新を行い、優遇措置を維持する
5	鹿島の有利性を発揮し、迅速、的確な情報収集・情報発信による企業誘致の促進	誘致企業と空き物件や立地適地とのマッチングを推進 誘致件数2社
6	商店街の再活性化のためのソフト事業の推進	情報発信やにぎわい創出のための各種ソフト事業の実施による通行量の増加
7	空き店舗等の解消に向けた事業の推進	情報発信などによる空き店舗解消 3件以上
8	個性的で魅力のある観光型店舗※の参入促進	情報発信などによる店舗参入 2件以上
10	消費者が安心・安全で豊かに暮らせる市民生活の実現	相談窓口の常時開設の維持と啓発事業の充実

### 3 新たな産業の創出と支援

#### 【施策の展開方向】

- 鹿島特有の地域資源の掘り起こしに取り組み、伝統的な産業と新たに地域の産物を加工することによってできる新商品との融合による、新たな産業の創出を推進します。  
また、産業活性化施設「海道しるべ」※を活用し「ものづくりのまち鹿島」として市内外へのアピールを積極的に行い、経営の多角化※によるブランド鹿島の産業育成を目指します。
- 農商工連携※や6次産業化※に向けた取り組みを支援し、新たな産業創出を図ります。
  - ・第1次産業従事者が、生産者としてだけでなく、自ら加工や流通、販売といった経営バリエーションの選択へ向けた取り組みを推進し、第1次産業の活性化を図ります。
  - ・産業間の連携体系を構築し、「鹿島の産業による」「鹿島の素材を使った」「新たな商品の開発」など、「Made In 鹿島」といわれる新たな産業づくりを推進し、地域産業の活性化を図ります。
- 戦略的な産業活性化を行い、産業の振興・発展を図ります。
  - ・産学公連携※による新たな地域資源の掘り起こしに取り組み、付加価値のある商品の開発を支援し、産業の活性化を図ります。
  - ・市内はもとより国内外へ向けた情報発信を積極的に行い、市内外の鹿島ファンとのネットワーク構築を図ります。
  - ・産地と消費地との融合を図り、第1次産業経営の向上を目指します。

#### 【主要施策】

1	産業間の連携による「ものづくりのまち鹿島」の育成
2	産業間連携の強化
3	産学公連携※による魅力のある産業創出の推進
4	海外を含め市内外へ向けた情報発信と販路開拓
5	生産者と需要者の連携による農産物の発信
6	特色ある農産物の定着

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
3	産学公連携※による魅力のある産業創出の推進	新商品開発：3品
6	特色ある農産物の定着	新規戦略作物栽培および販路の定着

## 4 観光

### 【施策の展開方向】

- 観光振興を通じた交流人口の増加を目指します。
- 祐徳稲荷神社を核として、四季を通じた有明海や多良岳山系の自然や肥前浜宿、酒蔵ツーリズム®などの観光資源を結ぶことで、市内の回遊性を高め、長い時間滞在してもらえるような観光地を目指します。
- 「かしま観光戦略プラン※」の実現に努めます。
  - ①着地型観光の実現  
鹿島酒蔵ツーリズム®※やニューツーリズム※、干潟体験などといった鹿島ならではの素材を活かしながら、観光客の市内回遊の仕組みづくりを充実させます。
  - ②鹿島流おもてなし  
おもてなしのために必要となる、鹿島の魅力を学ぶ勉強会の開催やガイドの育成といった「人材育成」に努めます。
  - ③情報発信の強化  
効果的な広報媒体を使って、タイムリーで、より効果的な情報発信を行ないます。
- 道の駅鹿島の観光拠点機能を強化します。

### 【主要施策】

1	祐徳稲荷神社を核とした市内回遊の仕掛けづくり
2	観光素材の発掘や磨き上げによる、新たな観光ルートづくり
3	わかりやすい観光地の実現
4	ニューツーリズム※の指導者や実践者、観光ガイドの育成
5	「鹿島ブランド」として鹿島に来る目的となりうる新しいお土産や料理の開発、発掘
6	効果的な広報媒体を使った情報発信の充実と営業活動の強化
7	肥前路南西部広域観光協議会※などによる広域観光地としての魅力の発信
8	市内各地区・各団体のイベントや活動の情報交換と情報収集
9	鹿島酒蔵ツーリズム®※の推進
10	道の駅鹿島をはじめとした観光関連施設の整備・充実
11	インバウンド※受け入れ態勢整備に向けた取り組み

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	祐徳稲荷神社を核とした市内回遊の仕掛けづくり	観光パンフレットなどを活用した、モデルコースの提案 5コース以上
2	観光素材の発掘や磨き上げによる、新たな観光ルートづくり	観光素材の観光地化 1つ以上
3	わかりやすい観光地の実現	外国語表記も含めた、案内マップや看板の更新・充実
4	ニューツーリズム※の指導者や実践者、観光ガイドの育成	ニューツーリズム※指導者 毎年度1名以上、観光ガイド 5名以上
5	「鹿島ブランド」として鹿島に来る目的となりうる新しいお土産や料理の開発、発掘	お土産1つ以上 料理メニュー毎年度1つ以上
6	効果的な広報媒体を使った情報発信の充実と営業活動の強化	毎年のべ100社以上の営業活動
7	肥前路南西部広域観光協議会※などによる広域観光地としての魅力の発信	広域観光PR活動の実施 毎年1回以上
9	鹿島酒蔵ツーリズム®※の推進	モニターツアーをはじめとした、通年型の取り組みの充実 年4回以上
10	道の駅鹿島をはじめとした観光関連施設の整備・充実	重点道の駅に選定された道の駅鹿島の整備・充実
11	インバウンド※受け入れ態勢整備に向けた取り組み	多言語パンフレットの作成、観光地における多言語案内・表記の充実

## 5 雇用と勤労者福祉

### 【施策の展開方向】

- 雇用の安定と就業場所の確保に向けて企業誘致を推進します。
- 雇用のミスマッチ※の縮小に努めるとともに、求職者のキャリアアップ※や人材育成を図り長期雇用を促進します。
- 勤労者福祉の向上に努めます。

### 【主要施策】

1	佐賀県企業立地促進特区制度を活用した優良企業の誘致および地場産業の振興による雇用の拡大
2	ハローワークの行う就職相談機能に対する連携体制の構築
3	地元企業へのUターン、Iターン、Jターンの促進
4	雇用主・勤労者・地域・行政の協働による勤労者福祉の増進
5	勤労者の生活の安定と福利厚生の上昇のための福祉制度の利用促進

### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	佐賀県企業立地促進特区制度を活用した優良企業の誘致および地場産業の振興による雇用の拡大	優遇措置の維持と中小企業向け一元化窓口による支援

## 第2章 福祉・保健・医療の充実

### 1 社会福祉（地域・高齢・障がい）

#### 【施策の展開方向】

- 自助（一人ひとりの努力）、共助（相互扶助）、公助（公的サービスの提供）の連携を推進し、地域で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画※に基づき、介護予防を柱とした福祉・介護施策を推進します。
- 障害者基本計画に基づき、障がい者福祉施策を推進します。
- 新たに整備した市民交流プラザ「かたらい」※を拠点として、福祉活動の充実を図ります。

#### 【主要施策】

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 地域福祉計画の推進<br>①行政・専門機関・地域における相談体制の充実<br>②福祉サービス提供者の育成、地域ケア体制の整備、関係機関との情報共有<br>③住民への協働意識の啓発による地域福祉力の向上<br>④民生・児童委員活動の充実 |
| 2 | 社会福祉協議会※を拠点とした地域福祉活動の推進<br>①福祉活動を支援するボランティアの登録推進と人材育成<br>②住民への福祉活動の情報発信と理解促進<br>③地域の福祉ニーズを支援するネットワークの構築と拠点機能の強化       |
| 3 | 高齢者保健福祉計画の推進<br>①介護予防の推進<br>②生活支援体制の充実<br>③生きがいつくりの推進<br>④地域ケア体制の整備<br>⑤地域包括支援センター※の充実                                |
| 4 | 介護保険事業の円滑な運営  |
| 5 | 障害福祉計画の推進<br>①福祉施設入所者の地域生活への移行<br>②入院中の精神障がい者の地域生活への移行<br>③福祉施設から一般就労への移行<br>④地域生活支援拠点※等の整備                           |
| 6 | 障害者支援相談員の体制機能強化   |
| 7 | 市民交流プラザ「かたらい」の活用促進<br>①トレーニング機器の充実<br>②会議室等の予約方法および活用の利便性向上   |

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
2	社会福祉協議会※を拠点とした地域福祉活動の推進 ①福祉活動を支援するボランティアの登録推進と人材育成	ボランティアに関する情報発信や講座開催による人材確保
3	高齢者保健福祉計画の推進 ①介護予防の推進 ③生きがいつくりの推進 ④地域ケア体制の整備	・介護予防や生きがいつくりを目的とした自主サークルの立ち上げ ・認知症サポーター数 3,000人
5	障害福祉計画の推進 ③福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行 5人

## 2 児童・子育て支援

### 【施策の展開方向】

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに関する支援の量・質の充実を図り、家庭や地域、職場をはじめ、社会全体で子育てを支える環境整備に努めます。
- 子どもの年齢や家庭の状況に応じた支援の選択ができるよう、多様な子育てサービスを確保します。
- 出産前の段階から乳幼児期、青少年期までの各ステージ（段階）に応じた子育て支援に関する情報を発信し、子育ての不安や孤立化の解消を図ります。
- 生活・養育・就業・経済等の総合的な支援のため、母子父子自立支援員の能力向上と関係機関とのネットワークを強化し、自立支援の推進に努めます。
- 安心して子どもを産み育てられるまちづくり実現のため、子育てを地域全体で担う活動への市民の参画・協働を目指します。
- 市民交流プラザ「かたらい」※の中に整備された子育て支援センターでの子育て支援の充実を図ります。
- 次代の親となる若者や子どもたちが結婚・出産・子育てへの夢や希望を持てるよう子育て世代との交流を推進します。

### 【主要施策】

1	鹿島市子ども・子育て支援事業計画の推進 ①保育所・幼稚園・認定こども園※等の教育・保育提供体制の確保 ②教育・保育の質の向上と幼・保・小の連携強化 ③多様な保育ニーズに対応する子育てサービスの環境整備 ④児童虐待防止やひとり親家庭のための相談体制の充実、関係機関との連携および要保護者等対策 地域協議会の機能強化 ⑤ワーク・ライフ・バランス※実現に向けた企業支援や地域への啓発
2	子どもの医療費助成※による子育て家庭の経済的援助の充実
3	児童扶養手当や医療費助成などのひとり親家庭の経済的援助の充実
4	ひとり親家庭の親の職業能力向上のための訓練や資格取得のための支援
5	家庭相談員、母子父子自立支援員、DV※相談員等の相談体制の機能強化
6	DV対策基本計画の推進
7	子育て支援に関する地域資源の活用とマンパワーの育成
8	利用者支援事業による子育て世帯の個別ニーズの把握

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	鹿島市子ども・子育て支援計画の推進 ③多様な保育ニーズに対応する子育てサービスの環境整備 ⑤ワーク・ライフ・バランス※実現に向けた企業支援や地域社会への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病後児保育の実施（市内1ヶ所）</li> <li>・休日・夜間預かりの実施（市内1ヶ所）</li> <li>・在宅保育への支援</li> <li>・子育てに関する理解促進のための広報活動や男性の積極的な育児参加を促す講座等の開催や啓発活動</li> </ul>
7	子育て支援に対する地域資源の活用とマンパワーの育成	教育・保育施設以外における子育て支援従事者の人材育成と有資格者のボランティア登録推進
8	利用者支援事業による子育て世帯の個別ニーズの把握	専門支援員設置による相談窓口の集約と個別ニーズへの情報提供および利用に向けた支援

### 3 生活困窮者支援

#### 【施策の展開方向】

- 生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援事業を積極的に活用し、相談支援体制の充実を図ります。また、生活保護制度に優先して行われる他のあらゆる社会保障制度の十分な活用を促進します。
- 民生委員などと連携を深め、相談者が抱えている問題に対して多面的な解決・援助に努めます。
- 生活保護世帯のうち、稼働能力のある世帯に対しては、関係機関と連携して就労意欲の向上と就労を促進し、自立支援に努めます。
- 被保護者が健康で文化的な生活水準を維持できるよう、生きがい対策や健康づくりを推進します。

#### 【主要施策】

1	各種社会保障制度の理解と十分な活用
2	生活困窮者自立支援事業の活用による相談体制の充実
3	ハローワーク、社会福祉協議会※、民生委員などの関係機関との連携により、生活困窮者に対する就労促進と自立支援
4	稼働能力のある被保護者に対する就労促進と自立支援

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
2	生活困窮者自立支援事業の活用による相談体制の充実	相談件数 10件/月
3	ハローワーク、社会福祉協議会※、民生委員などの関係機関との連携により、生活困窮者に対する就労促進と自立支援	就労実績 3件/年
4	稼働能力のある被保護者に対する就労促進と自立支援	自立実績 2件/年

## 4 保健・医療

### 【施策の展開方向】

- 健康寿命を延ばし、元気にいきいきとした生活が送れるよう、健康の保持増進や疾病の予防のための取り組みを推進します。
- 個々の健康レベルに応じた、身体と心の健康づくりや生活習慣病をはじめとする疾病予防の取り組みに努めます。
- 健康で安心して心豊かに生活できる社会の実現を目指し、保健・医療・福祉・教育の諸施策の連携強化に努めます。
- 休日子どもクリニックや在宅当番医などの運営による救急医療体制の充実に努めます。
- 医療保険の健全運営のため、特定健診※などの実施や予防事業・早期受診の勧奨などの取り組みにより被保険者の健康向上を図り、医療費の適正化および国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。
- 国民健康保険の広域化（県単位）に向けて、県や他市町と連携を図りながら、業務体制を構築し、制度の周知に取り組みます。

### 【主要施策】

1	健康づくり・疾病予防対策の充実
2	母子保健サービスの充実
3	食育推進基本計画に基づく食育事業の推進
4	新型インフルエンザなどの感染症対策の充実
5	休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の充実
6	福祉・医療・関係機関との連携強化
7	国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のための特定健診※・特定保健指導※の推進
8	国民健康保険の広域化（県単位）に向けた業務体制の構築と広報活動の強化
9	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率向上
10	年金制度の広報活動と相談窓口の充実

### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	健康づくり・疾病予防対策の充実	大腸がん検診の受診者数 5年間で250人増 肝炎ウイルス検診の受診者数 5年間で2,500人増
2	母子保健サービスの充実	若年妊産婦など養育支援の必要な家庭への訪問強化 不妊治療への支援
7	国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のための特定健診※・特定保健指導※の推進	特定健診※受診率 60.0% 特定保健指導※実施率 60.0%

### 第3章 都市基盤の整備・環境の保全

#### 1 都市基盤

##### 【施策の展開方向】

- 交通網の整備
  - ・広域幹線道路および市内幹線道路の整備を促進します。
  - ・市街地の混雑解消および市民生活に密着した人に優しい道路を整備します。
  - ・山間部から市街地への交通の利便性向上を目的とした道路を整備します。
  - ・橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、橋梁を補修し、安全性の向上および機能回復を行います。
  - ・路線バスや循環バスなどの運行方法について、生活の足としてより使いやすくなるよう調査・検討に取り組みます。
  - ・JR 長崎本線の利便性の維持、向上の要望を行うとともに、将来の運行形態の変化に適切に対応するため、本市と周辺地域を結ぶ交通体系の研究に着手します。
- 中木庭ダム周辺整備と施設の利用者増を目的とした活性化策を検討します。
- 市街地の整備
  - ・魅力的で利便性の高い生活空間と、安心でにぎわいの広がる市街地の形成を目指します。
  - ・肥前鹿島駅舎および駅前広場の整備に取り組みます。
  - ・市民活動拠点「中川エリア」※の整備推進に取り組みます。
- 住宅の整備
  - ・良好な住環境を構築し地域住民の生活支援のため、住宅のユニバーサルデザイン※化を促進します。
  - ・健康で文化的な生活を営むことができるよう、住宅を整備し、市営住宅の供給を図ります。
- 定住対策の整備
  - ・U I J ターン※や本市居住希望者の定住促進のための空き家情報提供など空き家バンク制度※の普及に取り組みます。
  - ・居住の安定や定住促進のため、子育て世帯向け住宅の供給を図ります。

【主要施策】

1	有明海沿岸道路※（福富・鹿島間）の早期事業着手と延伸計画（鹿島市から諫早市）の要望
2	国道 498 号の走行性の高い道路への整備要望
3	国道 207 号バイパスへアクセスする市道の交通形態の解析と在り方の検討
4	市道認定をしている国・県道 7 路線について、条件整備の確認と移管を実施
5	西牟田地区（商業地）の混雑解消を目的とした道路の整備
6	人に優しい道路の整備とバリアフリー化※の促進
7	辺地道路整備事業中川内・広平線の整備
8	予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施
9	公共交通体系全体の調査と地域公共交通網形成計画※の策定、実施
10	JR 長崎本線の利便性の維持確保・向上の要望
11	九州新幹線長崎ルート開通後の利活用策の研究
12	辺地対策事業第 2 期中木庭ダム周辺整備
13	中木庭ダム周辺施設の PR、地域を含めたイベント等の実施
14	肥前鹿島駅舎および駅前広場の整備
15	中川エリア※周辺のバリアフリー化※を含めた道路の整備
16	都市公園の再整備（中川公園を防災活動拠点として整備）・都市公園遊具の充実
17	都市緑化の推進（花と緑を育てる市民運動の拡大）
18	まちなか案内板の設置
19	景観まちづくり学習※活動の推進
20	住宅のユニバーサルデザイン※化の促進
21	公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の整備
22	新規市営住宅の整備
23	子育て世代向け地域優良賃貸住宅※の整備
24	市営住宅跡地の利活用の推進

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
5	西牟田地区（商業地）の混雑解消を目的とした道路の整備	平成32年度完了
6	人に優しい道路の整備とバリアフリー化※	平成32年度 15路線完了 段差解消 1路線/年 カラー舗装 2路線/年 計3路線/年
8	予防的な修繕が必要である橋梁について補修工事を実施	平成32年度 6橋完了
9	公共交通体系全体の調査と地域公共交通網形成計画※の策定、実施	地域公共交通網形成計画※の策定 平成28年度策定
12	辺地対策事業第2期中木庭ダム周辺整備	平成29年度完了
14	肥前鹿島駅舎および駅前広場の整備	平成32年度着手
15	中川エリア※周辺のバリアフリー化※を含めた道路の整備	平成30年度着工
16	都市公園の再整備（中川公園を防災活動拠点として整備）・都市公園遊具の充実	平成32年度完了
18	まちなか案内板の設置	平成32年度完了
20	住宅のユニバーサルデザイン※化の促進	100戸/5年間
22	新規市営住宅の整備	平成30年度完了
23	子育て世代向け地域優良賃貸住宅※の整備	平成30年度完了
24	市営住宅跡地の利活用の推進	2跡地の売却

## 2 生活環境

### 【施策の展開方向】

- 安全でおいしい水を安定的に供給するために、企業経営の健全化に努め、水道施設の計画的な整備・更新を進めます。
- 上下水道部門を新世紀センター（仮称）※に移転することにより、市民サービスの向上に努めます。
- 公共下水道整備事業の促進と各種個別汚水処理施設事業の推進により、市内全域の生活環境改善および美しい水環境の維持に努めます。
- 下水道施設の計画的な整備・更新を行うことで安定した汚水処理に努めます。
- 資源循環型社会※を構築できる環境都市を目指します。

### 【主要施策】

1	水道資産更新計画（アセットマネジメント）※による中長期財政計画の策定
2	水道施設の計画的な整備・更新
	①配水管の更新
	②新久保山配水池の築造
3	災害時の情報共有と迅速な対応による防災体制の強化
4	上下水道部門の窓口集約による市民サービスの向上
5	水道庁舎の利活用推進
6	公共下水道事業の見直しおよび新整備手法による整備促進
7	下水道施設の長寿命化計画の策定および整備・更新
8	水質汚濁防止のための浄化槽の設置推進
9	し尿の計画収集と適切な処理の徹底
10	地元自治会と連携した確実な資源物回収の徹底
11	3R運動※推進によるごみの減量化・再資源化の実施
12	生ごみ堆肥化を図るための「生ごみ分別収集」実施
13	生ごみの飼料化に向けた研究
14	ごみステーションの適正管理とごみ出しマナーの徹底
15	市民・事業者との協働による計画的な清掃活動の実施
16	不法投棄対策の啓発活動・監視カメラの設置・巡視パトロールの強化

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	水道資産更新計画（アセットマネジメント）※ による中長期財政計画の策定	平成32年度完了
2	水道施設の計画的な整備・更新 ①配水管の更新 ②新久保山配水池の築造	年間1,000m更新 平成31年度完了
6	公共下水道事業の見直しおよび新整備手法による整備促進	下水道供用開始世帯数 平成26年度末：3,879→4,520
7	下水道施設の長寿命化計画策定および整備・更新	平成28年度計画策定 平成29年度より整備・更新実施
8	水質汚濁防止のための浄化槽の設置推進	400基/5年間
12	生ごみの堆肥化を図るための「生ごみ分別収集」実施	収集世帯数 1,000世帯/5年間

### 3 自然環境

#### 【施策の展開方向】

- ラムサール条約※と東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ※に基づき、有明海の海域環境の保全と地域活性化等の有効的な利用に努めます。
- 人と自然が共生できる地球に優しい自然豊かなまちづくりに努めます。

#### 【主要施策】

1	ラムサール条約※に基づく海域環境および生物多様性保全に関する普及啓発活動並びに活動拠点の整備
2	市内海域の保全および干潟を中心に生息する生物の生息状況に関する調査研究の実施
3	干潟の自然環境に関する探鳥会等の実施
4	肥前鹿島干潟保全利活用協議会（仮称）の体制の充実
5	ラムサール条約※の目的推進の取組みと東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ※活動を通じた「ビジターセンター※」の誘致
6	地球温暖化防止活動として省エネに配慮した生活の推進
7	再生可能エネルギー※の活用研究

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	ラムサール条約※に基づく海域環境および生物多様性保全に関する普及啓発活動並びに活動拠点の整備	（活動拠点の整備） 案内看板・トイレ・駐車場の整備 平成29年度完了
2	市内海域の保全および干潟を中心に生息する生物の生息状況に関する調査研究の実施	平成32年度まで5年間
5	ラムサール条約※の目的推進の取組みと東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ※活動を通じた「ビジターセンター※」の誘致	平成32年度

#### 4 伝統的町並みおよび集落の保存と活用

##### 【施策の展開方向】

- 重要伝統的建造物群保存地区※に選定された浜町地区や大村方地区の景観の保存に努めます。
- 伝統的町並みに対し、火災に強いまちづくりへ向け策定した防災計画に基づき、地域住民と一体となって防災機能の充実を図ります。
- 公共施設等の整備による住環境の改善を行います。
- 空き家となった伝統的な建物を観光資源としての活用や入居者を募り定住促進を図ります。

##### 【主要施策】

1	伝統的な建物などの修理・修景事業の実施
2	防災事業により設置したまちなみ消火栓の地域住民による操作訓練の開催および自主防災組織と連携した避難訓練の実施
3	道路美装化、防犯灯および案内板などの設置
4	伝統的な町並みや景観を活かした地域振興の推進
5	重要伝統的建造物群保存地区※の玄関口として、古い駅舎を活用した肥前浜駅駅舎、駅前広場の整備
6	保存修理事業で修理を行った建物を中心に、空き家になっている伝統的建物への入居促進

##### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	伝統的な建物などの修理・修景事業の実施	25件の修理・修景
2	防災事業により設置したまちなみ消火栓の地域住民による操作訓練の開催および自主防災組織と連携した避難訓練の実施	年1回以上の開催
3	道路美装化、防犯灯および案内板などの設置	平成32年度完了
5	重要伝統的建造物群保存地区※の玄関口として、古い駅舎を活用した肥前浜駅駅舎、駅前広場の整備	平成32年度完了
6	保存修理事業で修理を行った建物を中心に、空き家になっている伝統的建物への入居促進	5年間で10戸の入居

## 5 安全・安心

### 【施策の展開方向】

- 地域防災計画に基づき、適切な防災対策に努めます。
- 新世紀センター（仮称）※と防災情報伝達システムを核とした防災体制の強化に努めます。
- 防災・減災を目的とした組織体制および各種機能の強化に努めます。
- 地域の安全安心を支える消防団の体制強化・環境整備に努めます。
- 交通安全や防犯など暮らしの中の安全安心に努めます。

### 【主要施策】

1	河川改修事業の促進
2	急傾斜地崩壊防止事業の推進
3	治山・砂防事業の推進
4	都市雨水排水施設の長寿命化計画の策定および整備・更新
5	行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 ①防災知識向上（自助）のための防災マップ作成・配布 ②指定緊急避難場所・指定避難所への看板設置や看板等への標高表示 ③自主防災組織（共助）の活動支援
6	防災情報伝達システムの整備・推進
7	防災・消防に関する各機関の連携維持・強化 ①近隣自治体等との連携維持 ②新世紀センター（仮称）※を活用した県と市の連携強化 ③防災に関する機関との連携強化
8	消防団活動の環境整備 ①消防団体制の充実・強化 ②消防施設・装備の充実
9	交通安全意識の高揚
10	犯罪が起きにくい地域づくり
11	老朽危険空き家の対応

◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
4	都市雨水排水施設の長寿命化計画の策定および整備・更新	平成28年度計画策定 平成29年度より整備・更新実施
5	行政と住民が一体となった防災・減災体制の強化 ①防災知識向上（自助）のための防災マップ作成・配布  ②指定緊急避難場所・指定避難所への看板設置や看板等への標高表示	次の内容を記載したマップを全世帯に配布 ・防災に関する基本的な知識 ・防災気象情報等の収集方法 ・洪水・土砂災害・高潮のハザードマップ ・応急手当の方法 など  ・指定緊急避難場所35箇所（うち指定避難所を兼ねる施設25箇所）に看板を設置 ・平野部および海岸付近の緊急避難場所の看板および観光案内看板等に標高を表示
6	防災情報伝達システムの整備・推進	平成28年度完了

## 第4章 教育文化の向上

### 1 幼児教育

#### 【施策の展開方向】

- 小学校と幼稚園、保育所、認定こども園※が連携して、義務教育就学前の子どもたちをともに育みます。
- 幼稚園への就園を奨励するために、園への運営支援をおこない教育の充実に努めます。また、保護者に対して経済的負担の軽減をはかります。
- 早期からの教育相談、支援体制の構築に努めます。
- 義務教育就学前の子どもたちの交通安全教育を推進します。

#### 【主要施策】

1	幼保小連携の充実、強化
2	幼児教育から義務教育への円滑な移行の支援
3	幼稚園への就園の奨励
4	幼稚園児の保護者の負担軽減のための支援
5	幼稚園教育拡充のための支援
6	保健部門、福祉部門と連携した相談体制の構築
7	教育支援、相談体制づくり
8	教育支援委員会、相談会の活性化
9	新入学児対象の「交通安全フェスタ」や交通安全教室の開催

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	幼保小連携の充実、強化	小学校と幼稚園、保育所、認定こども園※との交流授業の実施
8	教育支援委員会、相談会の活性化	適切な時期における開催および情報提供

## 2 学校教育

### 【施策の展開方向】

- 個を活かした、一人ひとりの能力を伸ばす教育を推進します。
- ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育む教育を推進します。
- 地域の信頼に応える学校づくりを目指します。
- 快適な教育環境の整備に努めます。

### 【主要施策】

1	学習意欲の向上、主体的に学習に取り組む姿勢と態度の醸成
2	教職員の資質の向上と指導力強化による学力の向上
3	各種支援員、相談員、外部講師等の活用
4	小中連携の推進と小学校から中学校へと続く義務教育の「学びの連続性」を考慮した効果的な指導の確立
5	学校図書館の充実と利活用の促進
6	各学校の歴史、環境、特色を生かした「ふるさと教育」の推進、拡充
7	ふれあい活動等福祉教育の推進およびボランティア精神を育成する体験活動の充実
8	健全な食生活を高める食育および地産地消※の推進
9	開かれた学校づくりの推進と学校評議会、学校運営協議会の活用
10	適正な学校規模に関する継続的な議論の実施
11	I C T（情報通信技術）※利活用教育の促進
12	学校の教育備品の拡充と適正な配備
13	学校施設の計画的な大規模改造事業の実施

### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	学習意欲の向上、主体的に学習に取り組む姿勢と態度の醸成	「未来にはばたく子供育成事業」への参加者数の増 H26年度 200人⇒H32年度 250人
2	教職員の資質の向上と指導力強化による学力の向上	学力向上サポーターの活用
3	各種支援員、相談員、外部講師等の活用	教職員の補助人材の確保、適正な配置 特別支援教育支援員、学校生活支援員の全小中学校への配置
6	各学校の歴史、環境、特色を生かした「ふるさと教育」の推進、拡充	ふるさと人材育成支援基金を活用した地域学習の継続と発表の場の提供
11	I C T（情報通信技術）※利活用教育の促進	タブレット端末の導入 H32年度までに全小中学校に整備
13	学校施設の計画的な大規模改造事業の実施	空調設備の導入 H32年度までに全小中学校に整備

### 3 社会教育

#### 【施策の展開方向】

- 市民の誰もが、“いつでも” “どこでも” “何でも” 学べる環境の整備と機会の提供を行い、生涯学習の振興に努めます。
- 社会教育関係団体と連携し、リーダーやボランティアの育成、青少年の健全育成に努めます。
- 地域コミュニティ活動や市民主体の組織活動を支援し、世代を超えた交流活動を通じ、“地域の絆づくり”を推進します。
- 人権・同和問題に関する教育と啓発の推進に努め、市民生活に人権尊重の意識を根付かせます。

#### 【主要施策】

1	生涯学習センター・市民図書館を拠点とした、市民主体、市民主導による生涯学習の展開
2	社会教育関係団体との連携の強化
3	幼児から高齢者まで全ての世代を対象にした生涯学習の機会づくり
4	まちづくり出前講座※や高齢者教室など学習機会の提供
5	ジュニアリーダー※やボランティア等の育成
6	子どもたちの自主性、協調性の育成および青少年の健全育成
7	地域ぐるみで行う世代間交流の推進
8	公民館活動の活性化、市民交流プラザ「かたらい」※の活用
9	図書館の利用促進および読書習慣の定着のための事業展開
10	郷土資料の収集、保存と利活用の推進
11	人権・同和問題に関する教育・啓発活動の推進 ①学校、地域社会、企業・事業所における人権・同和問題教育、啓発の推進 ②同和問題啓発強調月間など啓発事業の充実 ③鹿島市人権・同和対策基本計画の策定による教育・啓発の推進

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	生涯学習センター・市民図書館を拠点とした、市民主体、市民主導による生涯学習の展開	エイブル倶楽部会員 1,000人
7	地域ぐるみで行う世代間交流の推進	親子季節ふれあい教室の開催
9	図書館の利用促進および読書習慣の定着のための事業展開	市民1人当たりの貸出冊数 H26年度9.29冊⇒H32年度9.80冊
11	人権・同和問題に関する教育・啓発活動の推進 ③鹿島市人権・同和対策基本計画の策定による教育・啓発の推進	鹿島市人権・同和対策基本計画の策定 平成28年度策定

## 4 文化

### 【施策の展開方向】

- 歴史資料、伝統文化、民俗芸能、伝統行事等を後世に継承すると同時に、学校教育や社会教育の場に活用し、市民の郷土文化への理解を深めます。
- より多くの市民が、芸術や文化に親しみ、接するために、学習機会の拡充に努めます。
- まちのシンボルとして新しい市民会館を整備推進し、多彩な文化芸術活動の創造・発信、多様な市民交流の拠点づくりに取り組みます。

### 【主要施策】

1	学校教育や社会教育の場での歴史や文化の普及、啓発
2	歴史的資料の発掘、調査と指定文化財※の指定
3	指定文化財※をはじめ歴史的文献や歴史的遺構、建造物の維持、補修
4	歴史的町並みや景観の保全と活用
5	地域の民俗芸能や祭礼行事、伝統工芸などの保存継承の支援
6	芸術や文化に関する講演会、展示会、講座の開催と普及
7	新しい市民会館の整備による生涯学習施設（エイブル）と連動した市民文化交流の場の提供

### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
2	歴史的資料の発掘、調査と指定文化財※の指定	郷土資料の再検証
3	指定文化財※をはじめ歴史的文献や歴史的遺構、建造物の維持、補修	鹿島城大手門の修理
7	新しい市民会館の整備による生涯学習施設（エイブル）と連動した市民文化交流の場の提供	新しい市民会館の整備 平成31年度完了目標

## 5 スポーツ

### 【施策の展開方向】

- 市民が安心してスポーツをすることができる環境の整備とスポーツ施設の積極的利用を促進し、スポーツ人口の拡大を図ります。
- 生涯スポーツの指導者育成とスポーツ機会の提供機会を増やし、心身の健康保持、増進を図ります。
- スポーツ施設の有効的利活用による交流人口の増加を図ります。

### 【主要施策】

1	スポーツ施設の維持・管理台帳の整備
2	予約管理システムを活用したスポーツ施設の利用
3	市民体育大会などスポーツイベントの活性化
4	総合型地域スポーツクラブ※「スポーツライフ・鹿島」の育成、支援
5	スポーツイベントの誘致およびスポーツ合宿※の推進

### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
1	スポーツ施設の維持・管理台帳の整備	陸上競技場のトラック、クロカンコース、市民体育館の補修
5	スポーツイベントの誘致およびスポーツ合宿※の推進	イベント・合宿誘致団体 延べ35団体

## 第5章 計画を推進するために

### 1 みんなですすめるまちづくり

#### 【施策の展開方向】

- 市民と行政が一体となって鹿島のまちづくりを考えていくために、情報の共有化を図り、誰もがまちづくりに参加できるシステムづくりをすすめます。
- 地域コミュニティなどの、人と人とのつながりの中から生まれる創意工夫の活動に、行政が持つノウハウや情報などを提供することで、地域の主体的なまちづくりを支援します。
- 市民の利便性やコストなどを考慮し、インターネットを利用した行政手続きが行える仕組みを検討します。
- これまでの地域間交流を大切にしながら、本市と歴史的なつながりを持つ地域との新たな交流をすすめていきます。また、イベントや各種大会を通じて交流人口の拡大につなげていきます。
- 本市出身者やゆかりのある人とのつながりを大切に、情報発信などを行うことでふるさとの広告塔・応援者となってもらう仕組みづくりを検討します。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、意識づくりの普及・啓発活動に取り組みます。

#### 【主要施策】

1	鹿島市ホームページや市報の充実
2	情報の内容に応じた最適な広報手段の選択
3	ケーブルテレビ網の有効活用
4	市民政策提案やパブリックコメント※など広聴機能の充実
5	各種委員会・審議会などへの市民参加の促進
6	C S O※活動に対する支援・相談体制の充実
7	適切な公文書管理の徹底
8	個人番号カードやインターネットを活用した各種行政手続きの利便性の向上
9	交流人口拡大の推進 ①各種イベントの開催支援 ②韓国高興郡、釜山外国語大学校との交流の推進 ③千葉県香取市との交流の推進
10	鹿島を応援してくれる人への情報発信、ふるさと納税の推進
11	地方への移住を考えている人への情報発信
12	男女共同参画基本計画に基づく男女共同参画社会づくりの推進

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
12	男女共同参画基本計画に基づく男女共同参画社会づくりの推進	各種委員会・協議会の委員や職員の役職者の女性の割合 30%を目標とする 平成31年までに実現

## 2 行財政運営

### 【施策の展開方向】

- 多様化する市民のニーズに対応できる職員の育成に取り組みます。
- 社会情勢の変化に対応し、限りある人と予算の効率化を高めるために必要な組織の見直しを行います。
- 業務委託や指定管理者制度の活用を図りながら、事務の効率化とサービスの向上に努めます。
- 社会経済情勢や地方財政制度の変化に柔軟に対応しつつ、財源の確保や市債の適正管理など、各種財政指標を見据えた健全な財政運営に努めます。
- 公平・適正な課税と収納率の向上により税収の確保を図ります。
- 広域連携の充実を図ります。

### 【主要施策】

1	時代に即した人事管理 ①適正な定員管理 ②職員研修の充実 ③人事評価の活用
2	第三次行財政改革大綱の着実な推進
3	適正な課税対象の把握と徴収体制の強化
4	公共施設等総合管理計画※の策定による公共施設の維持管理経費等の適正化
5	広域連携による事務共同化の推進

#### ◆目標を定めて5年間で集中して取り組む施策（目標値年度は平成32年度）

	施策名	目標・指標等
4	公共施設等総合管理計画※の策定による公共施設の維持管理経費等の適正化	公共施設等総合管理計画の策定 平成28年度策定

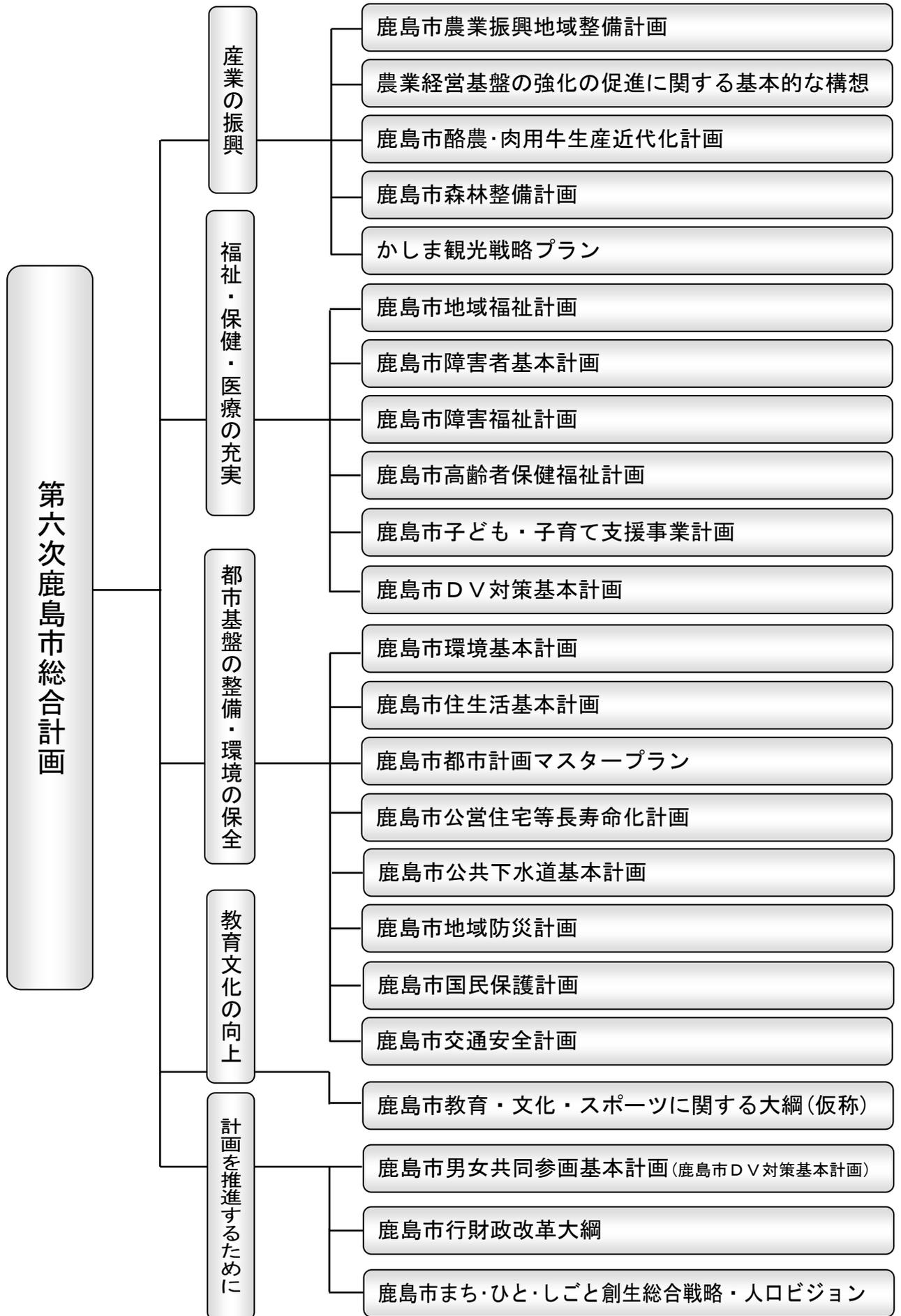
# 第六次鹿島市総合計画

## 資料編

第4編	資料編	
1	総合計画と主な個別計画の体系	38
2	用語解説	41



◆総合計画と主な個別計画の体系



◆個別計画の概要

	計画名	計画の概要
産業の振興	鹿島市農業振興地域整備計画	本市の農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために農用地利用計画や生産基盤の整備開発計画等の必要な事項を定めた計画
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	本市における育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための基本構想
	鹿島市酪農・肉用牛生産近代化計画	本市の酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るための計画
	鹿島市森林整備計画	鹿島市内の森林の伐採、造林、間伐、その他の整備に関して施業条件・方法などを定めた計画
	かしま観光戦略プラン	鹿島市の誇る優れた観光資源や素材の魅力を最大限に生かした、目指すべきふるさと鹿島の今後の観光戦略を示す計画
福祉・保健・医療の充実	鹿島市地域福祉計画	住民の誰もがそれぞれ自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための施策等を取りまとめた計画
	鹿島市障害者基本計画	障害者福祉に関する総合的な計画（障害者施策の展開） 啓発・広報、保健・医療、療育・教育体制、雇用・就労、生活支援・生活環境、スポーツ・生涯学習、社会活動
	鹿島市障害福祉計画	障害者総合支援法に基づくサービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
	鹿島市高齢者保健福祉計画	保健福祉サービスに対する需要と将来必要なサービスの量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービス提供を計画的に整備し、今後の高齢者福祉事業の方向性を示した計画
	鹿島市子ども・子育て支援事業計画	市の子ども・子育ての将来像を実現するために、子育てに関する情報提供や相談体制の充実、妊産婦・乳幼児の健康増進、教育環境の整備、子育てと社会参加の両立支援、専門的支援の充実、安心・安全のまちづくりについて、教育・保育の提供区域ごとに「量の見込み」に対応するよう「確保方策（提供量）」を設定した事業計画
	鹿島市DV対策基本計画	DV被害者やその子ども達への精神的支援、若年層への予防の教育、交際相手からのデートDVに対する意識啓発などの施策を推進するための計画

	計画名	計画の概要
都市基盤の整備・環境の保全	鹿島市環境基本計画	環境問題に対処し得るように、市民、事業者、市が一体となって循環型、共生型社会の確立を目指し、地域の特性を活かした長期的展望に立つ環境行政の指針、または地球温暖化対策の方針を市民へ示した計画
	鹿島市住生活基本計画	本市における住宅政策の方向性、重点的に推進する施策、推進方法を示し、地域に根ざした住まい、まちづくりの指針とする計画
	鹿島市都市計画マスタープラン	都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする計画
	鹿島市公営住宅等長寿命化計画	本市における市営住宅の役割を明らかにし、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するための計画
	鹿島市公共下水道基本計画	下水道施設の基本的な整備方向及びその根幹的施設の規模並びに配置を明確にすることで今後の下水道事業計画の指針となるべき計画
	鹿島市地域防災計画	災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減するための計画
	鹿島市国民保護計画	武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために、市民等の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により、武力攻撃災害による被害を最小限に抑えるための計画
	鹿島市交通安全計画	市民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力のある社会を構築していくため、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指し、関係機関・団体が相互の連絡を密にして、総合的かつ計画的に効果のある施策を推進するための計画
教育文化の向上	鹿島市教育・文化・スポーツに関する大綱（仮称）	鹿島市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱であり、国の教育振興基本計画にある基本的な方針を参酌して、鹿島市の実情に応じて策定する。
計画を推進するために	鹿島市男女共同参画基本計画	本市における男女共同参画社会の実現に向けた具体的施策を推進するための計画
	鹿島市行財政改革大綱	本市における行財政改革を効果的・効率的に推進し、行政経営の確立に向け、基本となる計画
	鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン	本市における人口減少傾向に歯止めをかけるために、人口推移等の分析、将来の展望を定め、これを踏まえて、H27年度から5年間の基本的な目標や方向性、具体的な取組等をまとめた計画。まち・ひと・しごと創生法に基づく計画

◆用語解説

	用語	解説
あ	ICT（情報通信技術）	ICT=Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略語。 日本ではすでに一般的となったITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉
	空き家バンク制度	空き家の所有者と、空き家の利用を希望する方（住みたい方）に登録をいただき、市がその情報を提供する制度。田舎暮らし、U・I・Jターン、定住促進などを目的にした制度である。
	有明海沿岸道路	福岡県大牟田市を起点とし鹿島市に至る、路線延長約55kmの地域高規格道路（自動車専用道路）。そのうち、佐賀県内は起点側から「大川佐賀道路」、「佐賀福富道路」、「福富鹿島道路」に区間割され計画決定している。「佐賀福富道路」の嘉瀬南～芦刈間は供用開始している。現在、芦刈～住ノ江間の平成27年度末供用開始を目指し事業が進められている。
い	インバウンド	インバウンド（ツーリズム）。訪日外国人による観光。訪日外国人数は年々増加しており、佐賀県及び鹿島市においても同様の傾向にある。特に中国・韓国のほかアジアからの観光客の割合が多い。
か	介護保険事業計画	介護保険法第117条により、市町村（介護保険者）が3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し定めた計画
	かしま観光戦略プラン	鹿島市の誇る優れた観光資源や素材の魅力を最大限に生かした、目指すべきふるさと鹿島の今後の観光戦略を示す計画
	鹿島酒蔵ツーリズム <sup>®</sup>	鹿島市内で製造される酒類と、地域が持つ文化や歴史を合わせて国内外へと情報発信することで、鹿島を訪れる人の増加を目指す地域活性化の活動。平成24年度に鹿島市が「酒蔵ツーリズム」を商標登録した。
	観光型店舗	市民だけではなく、観光客も対象とした経営を行う店舗
き	キャリアアップ	資格取得や職場体験による勤労者としての能力向上
け	経営の多角化	第一次産業従事者の所得向上を目的として、自らの生産物を使った加工・販売を行う『6次産業化』や他産業との連携による『農商工連携』を行い新たな産業の創出に向けた取り組み
	景観まちづくり学習	まちづくりの一環として将来残すべき景観を守るために市民がどのような活動が必要なのか認識するための学習
	軽量野菜	高齢者や女性でも比較的容易に収穫・運搬ができる野菜（ホウレンソウ、チンゲンサイ、コネギ、オクラ、ミニトマト など）

	用語	解説
こ	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地
	公共施設等総合管理計画	公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点からの有効活用や適正配置、適切な維持管理など、公共施設のあり方やマネジメントに関する基本方針・基本計画を策定することとしている。
	子どもの医療費助成	小学生及び中学生を対象とし、医療費支払額から自己負担金（1月あたり500円）を除いた額を助成する鹿島市独自の制度
	雇用のミスマッチ	停滞する経済状況から就業機会が減少したこと等により、特に若年労働者が就職してから短期間（3年から5年以内）の内に離職する率が高くなっていることは社会的に懸念されている。また、年齢や性別を問わず、転職に伴い求職者が期待する新たな仕事に対するやりがい、あるいは勤務先の社風や労働条件と、企業が就業者に求める能力や適性、給与等との間にギャップがあることが長期的な雇用を妨げる原因になっているとも言われている。求職者と求人する企業がお互いのニーズを適切に把握し、両者のギャップを埋める取り組みが重要と言える。
さ	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと
	佐賀県企業立地促進特区	佐賀県内における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、地方税の特例措置、補助事業を実施するなど県と市町が連携し企業の立地を促進するために、県が指定する特定区域
	3R運動	①リデュース：ごみを減らすこと、出さないように工夫すること、②リユース：くり返し使うこと、③リサイクル：原料に戻し、再び資源として利用すること
	産・学・金・官	産業界（商工業者）・学術界（専門家・学識者・学校）・金融界（銀行）・官公庁（市役所）の頭文字
	産学公連携	民間企業（産）と大学等の教育機関・研究機関（学）そして、政府・地方公共団体（公）が連携を行うこと
	産業活性化施設「海道しるべ」	施設の名称。①地域農業の再生、②6次産業化・農商工連携へ向けた取り組み、③観光資源としての活用という3項目を柱とした産業活性化拠点施設
	し	CSO
資源循環型社会		限りある資源を効率的に利用するとともに、再生産して持続可能な形で循環させて利用していく社会

	用語	解説
し	指定地域	鹿島市が造成した工場団地及び鹿島市都市計画用途地域内の工業専用地域、工業地域並びに準工業地域
	指定文化財	国の文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の五種で、学術的・歴史的に貴重なもの
	市民活動拠点「中川エリア」	市役所、エイブル、市民会館など市民活動ができる施設がある市役所周辺のエリア
	市民交流プラザ「かたらい」	施設の名称。本市の中心拠点区域にある商業施設内に、高齢者福祉・子育て支援などのための公的施設を再配置し、都市機能の充実、市民の利便性を図り、都市の再構築を目指すための拠点
	社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織
	集落営農組織	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織
	新世紀センター（仮）	施設の名称。本市の防災・防疫機能の充実を図るために中川エリアに建設を計画している防災センター
	重要伝統的建造物群保存地区	全国各地に残る歴史的な価値がある集落や町並みの中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定している。 鹿島市では平成 18 年に浜庄津町浜金屋町と浜中町八本木宿の 2 地区が選定されている。
す	ジュニアリーダー	中学生や高校生を中心に地域活動を行う青少年のこと
	水源かん養林	山地に水を蓄え、水源としての機能が高い森林
	水道資産更新計画(アセットマネジメント)	既存施設の現在価値や今後の経費を予測して、最少の管理予算で最大の効果を得ることを目標とし、最も有効的な水道施設の維持や向上策を立案して実施するもの
そ	スポーツ合宿	県内外のスポーツ団体が、市内のスポーツ施設を利用して行う合宿のこと。市内のスポーツ資源を活かして、スポーツの振興、青少年の健全育成、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る。
	総合型地域スポーツクラブ	いつでも、どこでも、スポーツに親しむことができるように、多様目、多世代の人たちが参加できるスポーツクラブのことで、平成 12 年に文部科学省の「スポーツ振興基本計画」に掲げられた。
だ	第2創業者	既に事業を営んでいる事業所の後継者が事業を引き継いだ場合などに業態転換や新規事業に進出すること

	用語	解説
ち	地域公共交通網形成計画	まちづくりと連携し、住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向け、市内における地域公共交通の再編を推進しながら、持続可能な地域公共交通網の維持・発展を目指すための計画。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づくもの
	地域生活支援拠点	相談や体験の機会・場、緊急時の受入・対応など、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点
	地域包括支援センター	平成18年4月の介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。
	地域優良賃貸住宅	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅。民間事業者等が建設し、管理することができる。
	地産地消	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること
	中心商店街	本市においては、スカイロード商店街、さくら通り商店街、新町商店街、稲荷通り商店街、新天町商店街及び商業施設ピオの界隈
て	TPP交渉	環太平洋戦略的経済連携協定の略で、アジア太平洋地域において高い自由化を目標に、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定の締結に向けた話し合い
で	DV	ドメスティック・バイオレンス。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる経済的暴力、社会的隔離、身体的暴力、心理的暴力、性的暴力などにより相手を支配する行為
と	特定健診	メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健診で平成20年度から開始。医療保険者に実施義務があり、40～74歳までの医療保険加入者を対象とする。
	特定保健指導	特定健診結果、生活習慣病発症のリスクが高い人に対し、医師・保健師・管理栄養士等が生活習慣の改善に向け6か月間、面接等でサポートしていくもので、リスクの程度に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に分けられる。
	土地利用型農業	土地を直接的に利用して生産を行う農業の形態。稲作や麦、大豆の栽培など
に	ニューツーリズム	地域の自然や産業などの特性を生かし、自然や人との交流に重点をおいた体験型・交流型の観光スタイル。エコツーリズムや、グリーンツーリズムなどもこれに含まれる。

	用語	解説
に	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。各市町村で行われている「認知症サポーター養成講座」を受講すれば認知症サポーターになることができる。
	認定こども園	保育および教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設
の	農業生産法人	農業法人のうち、農業およびその付帯事業を専業とするなど、農地法に定める一定要件を満たす法人
	農商工連携	農商工等連携促進法に基づき、農林水産業者と商工業者が経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと
ば	バリアフリー化	日常生活や社会生活における障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することにより、高齢者、身体障害等が自立した生活を営むことができる社会を実現すること
ぱ	パブリックコメント	行政機関の重要な政策の意思決定の過程において、当該政策の案を公表し、市民等から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続
ひ	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ	東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わる国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的とする事業。本市では、新籠地先が平成14年に認定されている。
	肥前路南西部広域観光協議会	佐賀県南西部の近隣3市町（鹿島市・嬉野市・太良町）の観光協会および行政が参画し、広域での観光振興を目的とした協議会
び	ビジターセンター	ラムサール条約湿地登録地域において、利用者が理解できるように展示や解説を行うための施設。案内、体験活動、情報発信、管理運営などの機能を持つ。
ま	マイナンバー制度	マイナンバー制度（＝社会保障・税番号制度）とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に個人番号を割り当てる制度
	まちづくり出前講座	地域の団体・サークル等の学習会、研修会などへ職員が出向いて話をする。 市が行なっている仕事で分からないことや知りたいこと、聞きたいことを講座メニューから選んでもらう。

	用語	解説
ゆ	U I Jターン	Uターン…地方から都市部へ移住し、再び出身地に移住すること Iターン…出身地とは別の地方に移住すること（特に都市部から地方に移住することを指す。） Jターン…地方から都市部へ移住し、その後出身地周辺の市町に移住すること
	有害鳥獣対策	人、家畜、農作物、樹林、農林水産物等に対し、生命的・経済的な害を及ぼす鳥などの生物
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用することができる設計（デザイン）のこと。
ら	ラムサール条約	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」湿地の保存に関する国際条約。湿地の生態系を守る目的で、1971年にイランのラムサールにおいて開催された国際会議において制定された条約
ろ	6次産業化	第一次産業(産品)に新たな付加価値を求めるために、生産だけでなく、加工(第二次産業)、流通、販売(第三次産業)にも農漁業者が主体的かつ総合的に関わる経営形態 (1次×2次×3次=6次産業)
	ローリング方式	変化する経済・社会情勢に弾力的に対応するために、計画にかかっている施策・事業の見直しや補完を毎年度定期的に行っていく手法
わ	ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること